

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票)_03_軽自動車税(種別割)

| 帳票 No. | 帳票名称 | 帳票概要(帳票の用途) | 機能要件との対応 | 分科会での論点 | 事務局方針案(事前照会時) | | WT①での論点 | | |
|--------|--------------|---|----------|--|---------------|---|--|-------|-----------|
| | | | No. | | 項目検討 | 補足事項 | 検討方針・確認点 | 帳票仕様 | |
| | | | | | | | | 出力方式 | 用紙 |
| 1 | 納税通知書(納付書払い) | 納付書払い対象の納税義務者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書 | 4.1.1. | 【確認事項】 納付書の様式については収納側で定義を行う方針で良いか。 | あり | 項目の検討は納税通知書部分のみを対象とする想定。 | ◆検討方針 ①納付書の様式については、収納側での整理とし、本WTでは納税通知書部分のみ項目検討を進める。 ◆確認点 ①バーコードについて詳細を確認したい。カスタマーバーコードの認識で相違ないか。(E市) | 個別/一括 | 専用紙 |
| 2 | 納税通知書(納付書払い) | | | | | | | | |
| 3 | 納税通知書(納付書払い) | | | | | | | | |
| 4 | 納税通知書(口座振替) | 口座振替対象の納税義務者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書 なお、複数車両を所有している対象者には名寄せして印字を行う | 4.1.1. | 【確認事項】 複数車両所有者の名寄せ印字について、帳票概要の記載内容で問題ないか。 | あり | | ◆検討方針 ①複数車両の名寄せ印字については、帳票概要記載の通りの定義とする。 | 個別/一括 | 専用紙・圧着はがき |
| 5 | 納税通知書 | | | | | | | | |
| 6 | 納税通知書 | | | | | | | | |
| 7 | 納付書(米軍車両) | 日米地協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律に基づく駐留米軍軍属軍人等の徴収を行う際に用いる英語表記に対応した納付書 | 9.2.2. | 【確認事項】 その他の納付書と同様に最終的には収納側での定義体のみとして整理する方針で良いか。 | あり | | ◆検討方針 ①利用団体が構成員の中にいないため、項目検討を含め、利用団体へ個別に照会を行って進める方針で考えている。 | | |
| 8 | 課税明細 | 複数車両の所有者へ車両ごとに課税根拠となる車両情報及び税額などの明細を記載した帳票 | | 【確認事項】 基本的には車両を複数所有している法人向けと思われるが、業務運用上の必要性について確認したい。 | なし | 以下の点から納税義務者にとって項目が統一である必要性は低いと考えている。 ・法定通知ではなく、実施工有無が団体によって異なる状況と推察される ・帳票概要記載の通りの実装がされていれば問題ないと考えられる | ◆検討方針 ①納税通知書(口座振替)に包有されている認識だが、各団体の判断で大量所有者の場合などに添付するような運用になると考えているため、オプション帳票として定義したい。 | 一括 | 汎用紙 |
| 9 | 重課税通知書 | 経年重課区分の対象となった車両の納税義務者に対し、当該車両における経年重課税率区分が適用され、税額が変更になる旨を通知する文書 | | 【確認事項】 該当年度より重課区分が適用される車両の納税義務者に対し何かしらの通知を行っているか。 | なし | 以下の点から納税義務者にとって項目が統一である必要性は低いと考えている。 ・法定通知ではなく、実施工有無が団体によって異なる状況と推察される ・帳票概要記載の通りの実装がされていれば問題ないと考えられる | ◆検討方針 ①納税通知書において重課対象の説明を行う方針とし、当該帳票の定義体は削除する方針が良いか。 | | |
| 10 | 減免申請書(汎用) | 減免の申請を行うための様式 | 3.2.3. | | | 【P】各団体が条例で定めることが規定されている様式については、現在方針を検討中のため保留とさせていただく | ◆検討方針 ①機能要件3.2.3.で一括作成機能を定義しているため、必須帳票として整理を行う方針で考えている。 | 一括/個別 | 汎用紙 |

| 帳票 No. | 帳票名称 | 帳票概要(帳票の用途) | 機能要件との対応 No. | 分科会での論点 | 事務局方針案(事前照会時) | | WT①での論点 | | |
|-----------|-----------------|--|-----------------|--|---------------|--|---|-------|---------|
| | | | | | 項目検討 | 補足事項 | 検討方針・確認点 | 帳票仕様 | |
| | | | | | | | | 出力方式 | 用紙 |
| 11 | 減免申請書(身障者用) | 障がい減免の申請を行うための様式 | 3.2.3. | 【確認事項】 各団体で定める様式において、障害等級や手帳情報を記入する欄があると想定しているが相違ないか。 | | 【P】各団体で条例で定めることが規定されている様式については、現在方針を検討中のため保留とさせていただきます | 同上 | 一括/個別 | 汎用紙 |
| 12 | 減免申請書 | | | | | | | | |
| 13 | 減免決定通知書(汎用) | 減免の申請者に対し減免を行うことが決定した旨を通知する文書 | 4.2.1. | | | 【P】各団体で条例で定めることが規定されている様式については、現在方針を検討中のため保留とさせていただきます | ◆検討方針 ①必須帳票として現在の記載の通り定義を行う。 ◆確認点 ①決定通知や証明書などの帳票は、共通して専用紙(改ざん防止用紙)を利用する認識で相違ないか。 ②減免決定通知書については、構成員回答や事業者実装状況を踏まえ、広く利用されている通知と認識しているが、必須帳票としても問題ないか。(K市) | 一括/個別 | 専用紙 |
| 14 | 減免決定通知書(身障者用) | 障がい減免の申請者に対し減免を行うことが決定した旨を通知する文書 | 4.2.1. | | | 【P】各団体で条例で定めることが規定されている様式については、現在方針を検討中のため保留とさせていただきます | 同上 | 一括/個別 | 専用紙 |
| 15 | 課税取消通知書 | 課税取消の対象となった車両の納税義務者に対し、取消事由や取消税額等を通知する文書 | | 【確認事項】 課税取消の対象者について各団体で様式を用意して通知を行っているか。 | なし | 以下の点から納税義務者にとって項目が統一である必要性は低いと考えている。 ・法定通知ではなく、実施有無が団体によって異なる状況と推察される ・帳票概要記載の通りの実装がされていれば問題ないと考えられる | ◆確認点 ①更正決定通知に含めているケースも想定されるため、オプション帳票とする方針で問題ないか。 | 個別/一括 | 汎用紙/専用紙 |
| 16 | 課税免除決定通知書 | 課税免除の対象となった車両の納税義務者に対し、課税免除が決定した旨を通知する文書 | | 【確認事項】 課税免除が決定した対象者について各団体で様式を用意して通知を行っているか。 | なし | 以下の点から納税義務者にとって項目が統一である必要性は低いと考えている。 ・法定通知ではなく、実施有無が団体によって異なる状況と推察される ・帳票概要記載の通りの実装がされていれば問題ないと考えられる | ◆検討方針 ①構成員回答よりオプションとする方針 | 個別/一括 | 汎用紙/専用紙 |
| 17 | 更正決定通知書 | 対象者に対し更正(税額変更)がある旨を通知する文書 | 4.2.3. | | | | ◆検討方針 ①必須帳票として現在の記載の通り定義を行う。 | 個別/一括 | 専用紙 |
| 18 | 転出者変更通知書(変更手続き) | 転出者に対し、登録車両の変更または廃車手続きを促す文書 | 4.2.8. | | | | ◆検討方針 同上 ◆確認点 ①帳票項目対比表の22(廃車手続き)も同一定義体の帳票として検討を進める方針で良いか。 | 個別/一括 | 汎用紙/専用紙 |
| 19 | 転出者変更通知書 | | | | | | | | |
| 20 | 転出者変更通知書 | | | | | | | | |

| 帳票 No. | 帳票名称 | 帳票概要(帳票の用途) | 機能要件との対応 | 分科会での論点 | 事務局方針案(事前照会時) | | WT①での論点 | | |
|-----------|----------------|--|------------------|--|---------------|---|---|-------|---------|
| | | | No. | | 項目検討 | 補足事項 | 検討方針・確認点 | 帳票仕様 | |
| | | | | | | | | 出力方式 | 用紙 |
| 21 | 転出者変更通知書 | | | | | | | | |
| 23 | 死亡者変更通知書 | 死亡者に対し、登録車両の変更・廃車手続きを促す文書 | 4.2.8. | | あり | | ◆検討方針 同上 ◆確認点 ①廃止を検討している経緯について確認したい。(K市) | 個別/一括 | 汎用紙/専用紙 |
| 24 | 死亡者変更通知書 | | | | | | | | |
| 25 | 死亡者変更通知書 | | | | | | | | |
| 26 | 廃車申告書兼標識返納書 | 廃車申告を行う際に利用する様式 | | 【確認事項】 ・廃車申告を行うための様式だが、各自治体で記入様式を用意しているなどシステム出力を行っていないケースはあるか。 ・当該帳票の様式について、窓口の運用などに起因するような市町村独自と思われる項目を用いているか。または用いるケースは想定されるか。 | あり | 各団体で窓口の運用に起因した項目があるなどで、項目までの標準化を行うと市町村の運用に不都合が生じる場合があれば再度検討を行う。 | ◆検討方針 ①地方税施行規則第三十四号様式となるため、問題なければ当該様式で定義を行う。 | 個別 | 汎用紙 |
| 27 | 納税義務者変更申告書 | 自治体扱い(原動機付自転車及び小型特殊自動車)の車両に対して発行し、納税義務者の変更申告書として使用する様式 | | 【確認事項】 ・義務者の変更申告を行うための様式だが、各自治体で記入様式を用意しているなどシステム出力を行っていないケースはあるか。 ・当該帳票の様式について、窓口の運用などに起因するような市町村独自と思われる項目を用いているか。または用いるケースは想定されるか。 | あり | 各団体で窓口の運用に起因した項目があるなどで、項目までの標準化を行うと市町村の運用に不都合が生じる場合があれば再度検討を行う。 | ◆確認点 ①省令様式では定めていない申告様式になるが、不要であれば要件から削除する整理をしたい。 | 個別 | 汎用紙 |
| 28 | 標識交付証明書 | 軽自動車や125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の納税義務者に対して、自治体から標識の交付を行ったことを証明する文書 | 4.3.1. | 【確認事項】 ・標識交付交付証明書の発行は、業務の性質や事業者対応状況を加味して必須帳票と想定しているが、問題ないか。 | あり | | ◆検討方針 ①必須帳票として現在の記載の通り定義を行う。 | 個別 | 専用紙 |
| 29 | 廃車申告受付書(廃車証明書) | 廃車時や名義変更時に、廃車に係る事項を証明する文書 | 4.3.2. 4.3.3. | 【確認事項】 ・廃車申告受付書の発行は、業務の性質や事業者対応状況を加味して必須としているが問題ないか。 ・譲渡証明書を別の帳票としてではなく、廃車申告受付書内で譲渡証明書欄の有無を選択する想定で定義を行う方針が良いか。 | あり | 譲渡証明書欄を含めて帳票項目の標準化検討を進めることで運用上のメリットがあると想定している。 | ◆検討方針 ①必須帳票として現在の記載の通り定義を行う。 | 個別 | 専用紙 |
| 30 | 廃車申告受付書(強制保険用) | 自賠責保険の解約や変更手続きを行う際に必要な廃車に係る事項を証明する文書 | 4.3.2. 4.3.3. | 【確認事項】 ・強制保険用としているが、基本的な項目は廃車証明側と同一で問題ないようであれば、帳票定義体として2種類を記載せずに機能側で強制保険用と2部出力する内容の定義を追加する整理が良いか。 | あり | 項目は上記のもとに包含して検討 | ◆確認点 ①構成員意見より、廃車申告受付書と同一用紙での出力が望ましいという理解で相違ないか。 | 個別 | 専用紙 |
| 31 | 課税物件異動通知書 | 他市町村の廃車受付を行った際に該当市へその旨を知らせる文書 | 4.2.4. | | あり | 機能WTでの検討の通り、自治体間で運用の標準化を進める必要があると考えている。 | ◆検討方針 ①必須帳票として現在の記載の通り定義を行う。 | 個別 | 汎用紙/専用紙 |
| 32 | 課税物件異動通知書 | | | | | | | | |

| 帳票 No. | 帳票名称 | 帳票概要(帳票の用途) | 機能要件との対応 | 分科会での論点 | 事務局方針案(事前照会時) | | WT①での論点 | | |
|-----------|-------------------|--|------------------|---|---------------|--|---|------|-----|
| | | | No. | | 項目検討 | 補足事項 | 検討方針・確認点 | 帳票仕様 | |
| | | | | | | | | 出力方式 | 用紙 |
| 33 | 車検用納税証明書 | 軽自動車税の納税を行ったことを証明する文書 | 4.3.4. | 【確認事項】 機能WT側の検討を踏まえて、収納側に一本化するかどうか判断する。 | なし | 【P】機能WTの結果を踏まえて検討を進めるが、軽自動車税システムからの出力が必要な場合でも収納側で定義されたものと同様の整理とする方針 | ◆検討方針 ①機能WTを踏まえ、課税業務としては検討対象外とする。 | - | - |
| 34 | 納税証明書 | | | | | | | | |
| 35 | 記載事項変更証明書 | 標識番号や車名、型式、排気量、車台番号について、台帳記載事項の変更があったことを証明する文書 | | 【確認事項】 ・ベンダによって実装の有無が分かれている状況である。当該帳票は新標識の標識交付証明書の発行でも対応可能と考えられることからオプション帳票と想定しているが、問題ないか。 | なし | 以下の点から納税義務者にとって項目が統一である必要性は低いと考えている。 ・法定通知ではなく、実装有無が団体によって異なる状況と推察される ・帳票概要記載の通りの実装がされていれば問題ないと考えられる | ◆検討方針 ①必要性がないようであれば要件から削除する整理で問題ないか。 | | |
| 36 | 駐留軍属軍人雌雄車両軽自動車税証紙 | 日米地協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律に基づく駐留米軍軍属軍人等の証紙徴収を行う際に用いる様式 | 9.2.2. | 【確認事項】 ・機能側と同様に駐留米軍の有無によって自治体で要否に差異が生じる帳票のため、オプション帳票として定義する方針が良いか。 | | 【P】各団体で条例で定めることが規定されている様式については、現在方針を検討中のため保留とさせていただきます | ◆検討方針 ①利用団体が構成員の中にいないため、項目検討を含め、利用団体へ個別に照会を行って進める方針で考えている。 | | |
| 37 | 警察用照会事項回答書 | 警察署からの照会事項への回答様式 | 6.1.1. 6.1.2. | | あり | ある程度汎用的な回答が可能となるように必要項目を検討する想定 | ◆検討方針 ①必須帳票として現在の記載の通り定義を行う。 | 個別 | 汎用紙 |
| 38 | 公安委員会用照会事項回答書 | 公安委員会からの照会事項への回答様式 | 6.1.1. 6.1.2. | 【確認事項】 警察署への回答書と区別された様式が必要か。 | あり | ある程度汎用的な回答が可能となるように必要項目を検討する想定 | ◆検討方針 ①公安委員会から提供される様式を標準仕様として定義したいと考えている。 | 個別 | 汎用紙 |